

2024
秋

あいち

HATOMARK AICHI



NEWS TOPICS

報酬額の規定が変更になりました

- 宅建協会公式SNS開設!
- 手付保管・保全業務について





空き家等に係る



媒介報酬規制の見直しが行われました!

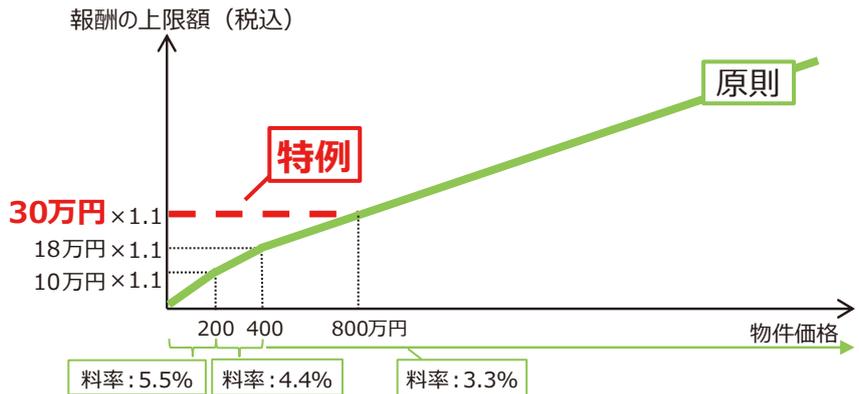
近年、空き家等の流通促進が喫緊の課題となっており、ビジネス上の課題があることから、国土交通省は仲介手数料の上限について見直し、空き家等に関わる媒介手数料の特例上限が増加しました。こちらの改正は令和6年7月1日から施行されており、売買についてはこれまででは売買金額が400万円以下の宅地建物取引であれば18万円(+税)まで仲介手数料として受領することが出来ましたが、そちらの特例の上限が増え、800万円以下の宅地建物取引については30万円(+税)まで仲介手数料として受領することができるようになりました。また建物の賃借についてはこれまででは家賃1カ月分(+税)を仲介手数料として受領することが出来ましたが、長期の空き家に該当する場合は2カ月分(+税)まで貸主から受領することができるようになりました。詳細は以下をご確認ください。

売買取引に係る報酬額

【原則】 依頼者の一方から受けることのできる報酬額は、物件価格に応じて **一定の料率を乗じて得た金額を合計した金額以内**

【低廉な空家等の媒介の特例】

低廉な空家等（物件価格が **800万円以下**の宅地建物）については、当該媒介に要する費用を勘案して、原則による上限を超えて報酬を受領できる（**30万円**の1.1倍が上限）。

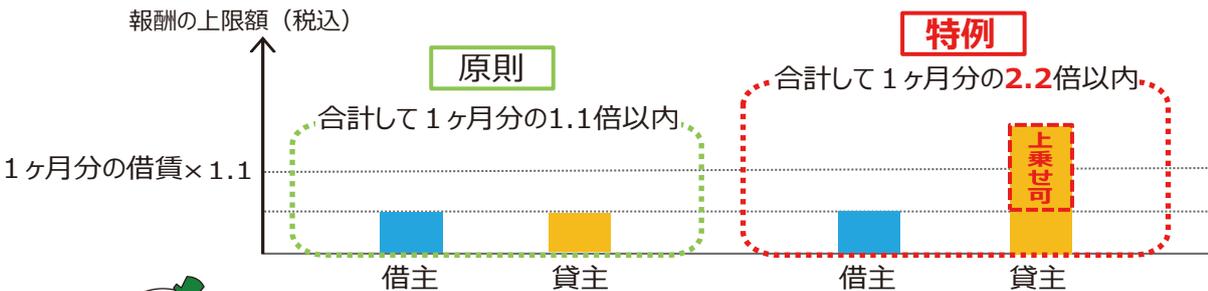


賃貸借取引に係る報酬額

【原則】 依頼者の双方から受けることのできる報酬の額の合計額は、**1ヶ月分の借賃に1.1を乗じた金額以内** ※居住用建物の場合、依頼者の一方から、1ヶ月分の借賃に0.55を乗じた金額以内（媒介の依頼を受けるに当たって依頼者の承諾を得ている場合を除く）

【長期の空家等の媒介の特例】

長期の空家等（現に**長期間使用されておらず**、又は将来にわたり**使用の見込みがない**宅地建物）については、当該媒介に要する費用を勘案して、**貸主である依頼者**から、原則による上限を超えて報酬を受領できる（**1ヶ月分の2.2倍**が上限）。



より詳細を確認されたい方については、宅建協会
お知らせ欄にてご確認ください



よくある質問

一般消費者や会員様からよくいただく質問をまとめました。

Q 空き家だけで空き地での取引において適用されますか？

A 空き地はP2記載の「低廉な空家等の媒介の特例」に含まれますので、特例の対象となっております、今般の改正においても同様です。

Q 売買取引で売買金額が500万円の取引だったら、いくら仲介手数料を請求できるの？

A 「低廉な空家等の媒介の特例」より低廉な空家等（物件価格が800万円以下の宅地建物）については、当該媒介に要する費用を勘案して、原則による上限を超えて報酬を受領できます（30万円の1.1倍が上限）。

Q 現行制度上、18万（+税）を報酬とすることができるが、今回の改正で400万以下の場合も30万（+税）となるのか？

A 本改正により、800万円以下の宅地又は建物全て（400万円以下を含む）の売買等の媒介について、30万円の1.1倍を超えない範囲内で、当該媒介に要する費用を勘案して、告示第二の計算方法により算出した金額を超えて報酬を受けることができます。

Q 市街化調整区域での農地の売買取引にも適用されるの？

A 当該取引が宅地建物取引に該当すれば「低廉な空家等の媒介の特例」の適用がありますが、用途地域外の場合建物の敷地に供せられる土地であるかが判断基準となりますので、一概には言えません。

Q 免税事業者でも対象になるの？

A 免税事業者の方でも対象になります。免税事業者については、報酬告示第二から第十までの規定に準じて算出した額（課税事業者が受けることのできる報酬の額であって、宅地又は建物の売買等の媒介又は代理に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものをいう。）に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜金額」という。）に、仕入れに係る消費税等相当額をコスト上昇要因として価格に転嫁することができます。この場合、仕入れに係る消費税等相当額は、税抜金額の0.04倍を

限度として、顧客に請求することができます。なお、当該転嫁される金額は報酬額の一部となるものであって、この金額を消費税及び地方消費税として別途受け取るものではありません。

Q 空き家の賃借の場合、借主から2か月分（+税）を仲介手数料として受領する事もできるの？

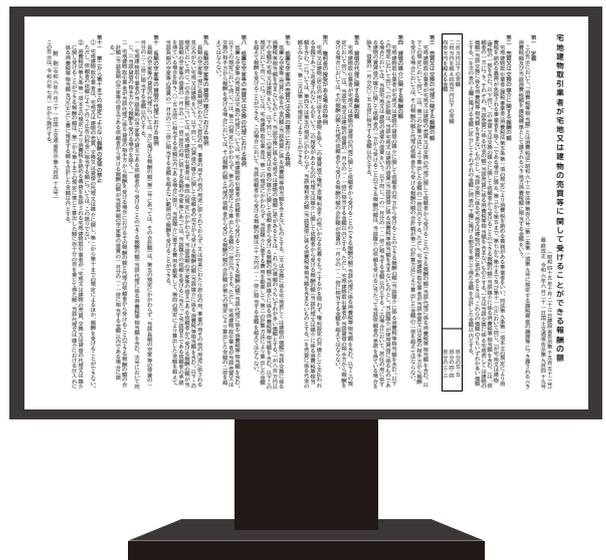
A 賃借の媒介において借主から受領できる報酬は従前どおり借主の承諾を得た上で1か月分（+税）が上限です。今回の改正では「貸主」から原則の上限を超えて請求することが可能になりました。例えば、借主から1か月分（+税）の仲介手数料を受領した場合、貸主からも1か月分（+税）の仲介手数料を受領できるようになりました。

● 報酬額表の改訂 ●

事務所に掲示が必須である報酬額表の内容も改訂しました。会員の皆様には、7月末に新しい報酬額表を事務所に送付しておりますので、掲示をお願いいたします。

また、併せて標識（業者票）と報酬額表の掲示についてはこれまで紙やパネル等での掲示が義務付けられておりましたが、常時表示できるようなデジタルサイネージ等ICT機器等でも提示が可能となりました。

（宅地建物取引業の解釈・運用の考え方参照）



この件についてのお問い合わせ先

国土交通省
03-5253-8111（代表番号）

愛知県宅建協会 公式の Instagram、X、Facebookが始動！

各種法令改正や宅建協会からのお知らせ、各種PR情報等を各SNSから発信しますのでフォローいただきますよう何卒お願いいたします。



公式Instagram

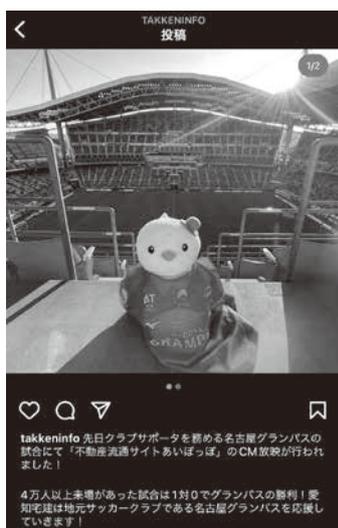


公式X



公式Facebook

例えばこんな投稿が・・・



グランパス視察に行きました！

行政からのお知らせがありました！



流通サイト「あいぽっぽ」Instagram「あいぽっぽグラム」も更新中

流通サイト「あいぽっぽ」用Instagram「あいぽっぽグラム」でも「あいぽっぽ街さんぽ」や「会員店インタビュー」等の記事を掲載中ですので併せてフォローお願いいたします。

あいぽっぽグラム



支部長・支部三委員長合同研修会開催

令和6年7月2日(火)、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて、支部長、支部総務財政委員長、支部公益事業委員長、支部会員支援委員長を対象とした支部長・支部三委員長合同研修会が開催されました。

支部長の役割や、各委員会で行う事業等について講義を行いました。

なお、本研修会は64名の方が受講されました。



役員研修会開催

令和6年7月18日(木)、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて、本部・支部の役員を対象とした役員研修会が開催されました。

本研修会は235名の方が受講されました。

研修科目 (公社)愛知県宅地建物取引業協会の役員として

講師：(公社)愛知県宅地建物取引業協会 役員

- 講義内容：1. 協会の歴史について～55年の歩み～
2. 愛知県宅建協会の組織及び役員の職務等について
3. 本会事業について



監事・監査研修会開催

令和6年7月25日(木)、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて、本部監事・支部監査・支部長を対象とした監事・監査研修会が開催されました。

改選期に伴い、監査についての心得や役割等について研修を行い、52名の方が受講されました。



(公財)公益法人協会
相談室長 上曾山 清 氏



(公社)愛知県宅地建物取引業協会
顧問税理士 辰巳 安治 氏



(公社)愛知県宅地建物取引業協会
総務財政委員長 村井 欣宏 氏

研修科目1 監事監査～監事の職務と権限・義務～

講師：(公財)公益法人協会

相談室長 上曾山 清 氏

- 講義内容：1. 公益法人の監査としての職務、権限について
2. 公益法人監査の在るべき姿、責任の重さについて

研修科目3 監査の職務について

講師：(公社)愛知県宅地建物取引業協会 総務財政委員長 村井 欣宏 氏

- 講義内容：1. 本部監事・支部監査の責務と役割について
2. 監査の職務

研修科目2 財産・会計監査について

講師：(公社)愛知県宅地建物取引業協会

顧問税理士 辰巳 安治 氏

- 講義内容：1. 財産・会計監査の必要性(社会的要請と法律の規定)
2. 財産監査のポイント
3. 会計監査のポイント

保証協会からのお知らせ 手付金等の保全について

業者自らが売主となる宅地または建物の売買で、次の場合は、手付金等の保全措置が業務上義務づけられています。

5 手付金等保全措置の概要（宅地建物取引業者が自ら売主となる場合）

未 完 成 物 件 の 場 合		完 成 物 件 の 場 合	
<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。
<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置： 保全措置を行う機関：	<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置： 保全措置を行う機関： ※「手付金等寄託契約及び質権設定契約」の場合、保全措置を行う機関は「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照

1

完成物件の場合の保全措置について（業法41条の2）

1 手付金等保管制度の対象となる取引は

宅地建物取引業法第41条の2に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に完成物件を売却する場合、売買代金の10%または1,000万円を超える手付金等を受領しようとする時には、手付金等の保全措置を講じなければなりません。次ページ2にある取扱機関のほか、完成物件については、保証協会においても保全措置を講じることができます。その制度が手付金等保管制度です。

手付金等保管制度は以下のものを対象としています。

- ①保証協会会員が売主となる宅地または建物の売買に関して受領する金員であること。
- ②申込証拠金、契約金、手付金、内金、中間金その他の名称を問わず、代金に充当するものとして受領する金員であること。
- ③取引物件の引渡しおよび所有権移転登記前に受領する金員であること。
- ④受領しようとする金員の合計額（すでに受領した金員があるときはその額を加えた合計額）が、売買代金の10%または1,000万円を超える額であること。

2 手付金等保管制度のしくみは

手付金等は、この制度により(公社)全国宅地建物取引業保証協会地方本部が売主に代わって受け取り、物件の引渡しと所有権移転登記手続き（登記に必要な書類が売主から買主に交付された場合も含む）が済むまで保管します。

3 手付金等はどうなる

引渡しと所有権移転登記手続きが完了したら、売主は保証協会へ手付金等の返還請求をしていただくことになります。買主においては、万一の場合、売主の持つ寄託金返還請求権に質権設定がされていますので、その質権を実行することにより手付金等を取り戻すことができます。

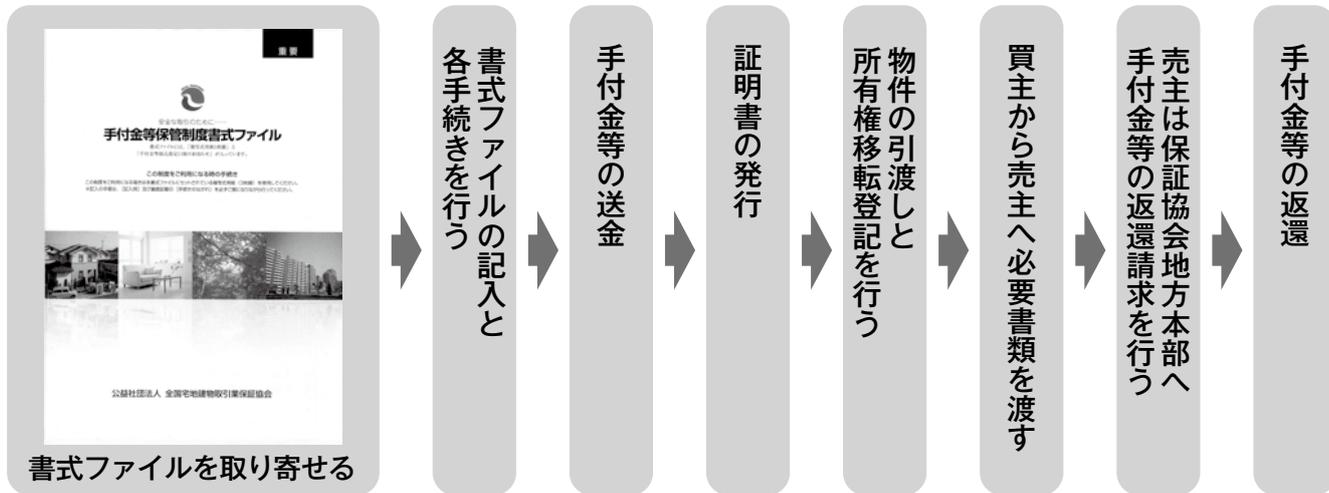
4 保管料

保管料はかかりません。



手付金等保管制度の申請の流れ

売主会員は、前ページ **1** の対象に該当することを確認したら、愛知本部にお問合せの上、ご来会いただき、手付金等保管制度書式ファイルを受け取ってください。この制度を利用する場合は、この書式ファイルにセットされている複写式用紙(3枚綴)を使用してください。その他の手付金等保管制度に係わる詳細については、愛知本部までご連絡ください。



お問い
合わせ先

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会
愛知本部

TEL:052-524-1124

2

未完成物件の場合の保全措置について (業法41条)

宅地建物取引業法第41条に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に未完成物件を売却する場合、買主への所有権移転登記、または買主が所有権の登記をするまでに、売主業者が受け取る金員の合計が1,000万円または代金の5%を超えるときは、手付金等の保全を講じなければなりません。

取扱機関は、銀行、信託会社、その他政令で定める金融機関(信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資総額5,000万円以上であるものおよび労働金庫)、国土交通大臣が指定する者、または保険事業者となっています。

国土交通大臣が指定する者は以下のとおりです。

全国不動産信用保証(株) 名古屋営業所

名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル内
TEL:052-241-6210

不動産信用保証(株)

東京都港区赤坂2-17-47 赤坂霞山ビル内
TEL:03-5562-7180

住宅産業信用保証(株)

東京都新宿区新宿1-20-13 花園公園ビル内
TEL:03-5368-1340

東京不動産信用保証(株)

東京都渋谷区代々木2-11-12 南新宿セントラルビル内
TEL:03-3370-6188

西日本住宅産業信用保証(株)

大阪市中央区安土町3-2-14 イワタニ第二ビル内
TEL:06-6264-2103

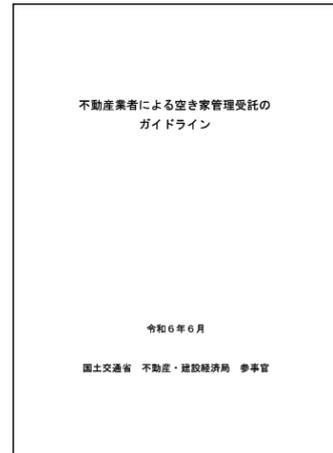
不動産業者による空き家管理受託のガイドラインが発表されました

国土交通省は、不動産業者が空き家管理を受託する際のガイドラインを発表しました。本ガイドラインを活用頂き、空き家の適正な管理委託にお役立てください。

ガイドラインはこちら▶▶▶



また、本会では、空き家所有者と管理業者をマッチングさせる「愛知県空き家管理ポータル」や空き家の流通促進を図るため「愛知県空き家空き地バンクポータルサイト」を運営しておりますので、所有者・管理業者併せてご利用ください。



空き家の相談はこちらへ 空き家総合相談窓口 ☎ 052-522-2567

MONTHLY REPORT

「あいぽっぽ研修会」が開催されました

名古屋市公会堂(7月23日(火))、岡崎市民会館 甲山会館(7月30日(火))にて、あいぽっぽ研修会が開催されました。

合計219名の方がご参加いただき、あいぽっぽの物件登録を中心とした、各種機能等について、講義しました。



次回は、来年の1月末に開催予定となり、参加無料となりますので、是非、ご参加ください。別途ご案内いたします。

不動産取引に関する情報提供サービスのお知らせ

愛知宅建MYページに、特約作成で困った際に弁護士からアドバイスがもらえる「会員向け特約相談窓口」を用意しています。また、当協会が作成した「不動産取引に関する相談事例Q&A集」も掲載していますので是非ご利用ください。なお、相談は業者向け(売買・賃貸)と一般向け(売買・賃貸)に区分されて表示されます。



新商品のご案内!!

お客様等へのご挨拶に、粗品に、お年賀に、「あいぽっぽタオル」をご利用下さい!!

のし紙付きあいぽっぽタオル

のしへの表書き、名入れ等もでき

ご挨拶や粗品、お年賀の際など、多岐にわたりご活用ができます。



取引先やお客様への贈答品にピッタリです!!



〇のし紙付き あいぽっぽフェイスタオル

注文単位10枚～: ¥3,300(税込)

→カラー: ピンク・ブルー・イエロー

タオルデザイン: 2種類

100本以上のご注文でタオル自体に名入れ可能!

〇のし紙付き あいぽっぽハンドタオル

注文単位10枚～: ¥2,750(税込)

→カラー: ブルー・ピンク

〇のし紙付き あいぽっぽハンカチタオル

注文単位10枚～: ¥1,430(税込)

→カラー: ピンク

お問い合わせ・ご注文はこちら



～愛知宅建全会員の業務支援組織～
愛知宅建サポート株式会社
TEL: 052-522-2625



Information

新入会員名簿〈正会員〉 自 令和6年5月1日～ 至 令和6年7月31日

支部	入会日	免許番号	商号又は名称	代表者	事務所所在地
東名	2024/05/14	知事25700	(株)TEIKU	竹中 淳	〒465-0054 名古屋市名東区高針台1-107 エクセレント伸和1F B
東名	2024/05/21	知事25706	ケイエステート(株)	湖山 忠近	〒464-0851 名古屋市千種区今池南29番16号 川島第五ビル3F
東名	2024/06/18	知事24529-1	かえる(株)名古屋営業所	平松 駿	〒465-0046 名古屋市名東区望が丘240 メゾンサーブル1階
東名	2024/06/25	知事25765	名古屋エステート・リンク(株)	加藤 敦子	〒464-0858 名古屋市千種区千種3-25-19 第一シロキビル6F
東名	2024/06/25	知事25766	榊山事務所	榊山 玄基	〒465-0069 名古屋市名東区高針荒田209 2F
東名	2024/07/09	知事25730	高峰物産(株)	各務 有一	〒470-0134 日進市香久山1-101 1F
名西	2024/05/07	知事25707	(株)エリアハイヴ	寺澤 健二	〒451-0051 名古屋市西区則武新町3-1-69 NNS121-801号
名西	2024/05/28	知事25729	(株)バッチリ賃貸名古屋	陶山省一郎	〒453-0015 名古屋市中村区椿町9-18
名西	2024/06/04	知事25743	ヨコハネット	横井 勇人	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南5-2-11
名西	2024/06/04	知事25746	(株)リスム	平野 豊和	〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6 ノリタケ第1ビル508号室
名西	2024/06/18	知事25738	(株)RiGht	山本 貴俊	〒453-0811 名古屋市中村区太閤通9-3 第69アロスパール3F
名西	2024/07/09	知事25774	エンパース不動産(株)	荒谷 大成	〒451-0044 名古屋市西区菊井1-29-2-302 ドゥナーレ名駅西
名西	2024/07/16	知事25776	上杉不動産	今野 由美	〒453-0036 名古屋市中村区森田町1-7-24
名西	2024/07/23	知事25798	(有)服部新聞店	服部 将成	〒451-0025 名古屋市西区上名古屋3-15-3
名南東	2024/05/07	知事25702	サイエステート(株)	竹内 佑斗	〒468-0069 名古屋市天白区表山3-2003 2F
名南東	2024/05/14	知事25705	(株)おとわや	原田 大士	〒468-0003 名古屋市天白区鴻の巣1-1605 グリーンパレス107号室
名南東	2024/05/28	知事25694	(株)WELLNEST HOME	芝山さゆり	〒467-0006 名古屋市瑞穂区御堂町2-15-4
名南東	2024/06/04	知事25732	(有)かじせん管理	梶野 和敬	〒466-0829 名古屋市昭和区向山町3-31-2 アートヒルズ向山101号
名南東	2024/06/04	知事25745	(株)ライズサークル	矢野 貴嗣	〒466-0055 名古屋市昭和区滝子通3-27 S-TAKIKOビル3F ROOM4
名南東	2024/07/30	知事25794	PLAN-ToDo(株)	仁村 香苗	〒468-0045 名古屋市天白区野並2-261 ポスタル野並2F201
名南西	2024/05/21	知事25726	ワシノ建設(株)	鷺野 哲治	〒496-8012 愛西市根高町郷前171-1
名南西	2024/06/04	知事21544-6	明弘(株)中川春田営業所	村瀬 圭介	〒454-0984 名古屋市中川区供米田2-907 FILL WEST 1F
名南西	2024/07/02	知事25770	ダイワトラスト(株)	北岡 英司	〒454-0984 名古屋市中川区供米田2-1702 エスポワール清水Ⅱ 205号室
名南西	2024/07/16	知事25593-1	(株)新日ホールディングスエイブルネットワーク港店	丹羽 健	〒455-0003 名古屋市港区辰巳町35-16 セジューネ625 2階
名南西	2024/07/16	知事25773	(株)ポニーライフ	宇佐美 孝	〒498-0063 弥富市東末広1-83 1F
名南	2024/05/21	知事24550-2	CKK BORDERLESS(株)名古屋南店	村越 誠	〒458-0818 名古屋市緑区鳴海町字大清水69-1523
名南	2024/05/21	知事25708	(株)K'Sアソシエイト	村瀬 晃平	〒458-0007 名古屋市緑区籠山3-113 1F
名南	2024/05/28	知事25698	名城設備(株)	大矢 裕一	〒456-0077 名古屋市熱田区幡野町12-10-2
名南	2024/05/28	知事25731	(株)H&S	蛭川 雄二	〒458-0831 名古屋市緑区鳴海町字向田134-2 2F
名南	2024/06/04	知事25733	(株)オーシャン	中川浩一郎	〒457-0024 名古屋市南区赤坪町6 1F
名南	2024/07/16	知事21335-5	(株)エムホーム金山店	近藤 千真	〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1-6-11 プレミール金山101
名南	2024/07/30	知事25807	(株)佐々弘	佐々木龍成	〒470-1102 豊明市沓掛町勅使8-399
名城	2024/05/21	知事25703	リモア(株)	後藤 宏樹	〒461-0005 名古屋市東区東桜1-10-29 パークサイドビル1F
名城	2024/07/02	知事25763	(株)鈴木商店	鈴木 聖三	〒461-0005 名古屋市東区東桜2-14-7 鈴木ビル3F
名城	2024/07/09	知事25784	(株)Nexsum	西部 大輝	〒461-0005 名古屋市東区東桜2-3-7 東カン名古屋キャステール752号
名城	2024/07/16	知事25791	ニッキー(株)	成田 顕士	〒462-0825 名古屋市北区大曾根2-9-64
名城	2024/07/16	知事25795	(株)winwin	村上 孝志	〒461-0023 名古屋市東区徳川町1503 南ビル1F
名城	2024/07/23	知事25793	(株)BIND	北林由佳子	〒461-0040 名古屋市東区矢田1-7-45 ヴィラ・フェリシア大曾根101号
中	2024/05/07	知事25711	(株)ハインズ	加藤 齊	〒460-0003 名古屋市中区錦3-10-14 協和錦ビル401号室
中	2024/05/21	知事25718	(株)名古屋の不動産	佐々木英人	〒460-0008 名古屋市中区栄1-22-7 サカエビル22 8A
中	2024/05/28	知事25727	MS中部 (同)	水井 陸	〒460-0014 名古屋市中区富士見町3-26 エスポア富士見台201
中	2024/05/28	知事25728	ブラックロックエステート (同)	相馬 省二	〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル405
中	2024/06/04	知事25709	(有)エム・アイホーム	岩山 隼也	〒460-0021 名古屋市中区平和2-5-11 1F
中	2024/06/04	知事25735	(株)アート・プレイス	三岡 弘宣	〒460-0024 名古屋市中区正木4-6-6 第13フクマルビル906号室
中	2024/06/04	知事25739	ブルーモーニングフィナンシャル(株)	青木 充彦	〒460-0008 名古屋市中区栄3-6-1 栄三丁目ビルディング11F
中	2024/06/18	知事25719	(株)ケーズタウン	甲斐 淳史	〒460-0008 名古屋市中区栄3-15-33 栄ガスビル13F 1307
中	2024/06/18	知事25744	(株)レジデンスプラス	小方 雅斗	〒460-0007 名古屋市中区新栄3-3-9-2 G-style千種2F
中	2024/06/18	知事25753	(株)コンハズク	平原 巧	〒460-0007 名古屋市中区新栄2-11-21 カーサパレンシア606号
中	2024/06/25	知事24450	(株)ファミリア	金子 英之	〒460-0003 名古屋市中区錦1-3-18 エターナル北山ビル7F
中	2024/07/23	知事25783	meeekness(株)	西條ナツキ	〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル4F 403
中	2024/07/23	知事25785	(株)海青	杉原 盛彦	〒460-0012 名古屋市中区千代田5-7-5 パークヒルズ千代田5F
東三河	2024/05/21	知事25710	(株)雅トータルデザイン	加藤 雅彦	〒441-8092 豊橋市牟呂外神町20-1
西三河	2024/06/11	知事25754	(株)Nextera	鈴木 勇希	〒444-0831 岡崎市羽根北町3-2-5 ESEビル201号室
西三河	2024/06/25	知事25721	(株)フオクサル	中村 悠	〒444-0202 岡崎市宮地町字柳畑16 ゆうなぎ荘101
西三河	2024/06/25	知事25756	(株)服部不動産	服部由美子	〒444-0226 岡崎市中島町字井ノ下15 1F
西三河	2024/07/02	知事24420-1	(株)リキユー RIKYU不動産	稲吉 伸英	〒445-0870 西尾市永吉3-109
西三河	2024/07/02	知事25147-1	MK不動産(株)岡崎支店	加藤 伸次	〒444-0076 岡崎市井田町字中屋敷13-8
碧海	2024/06/18	知事25720	高浜木材(株)	都築 剛二	〒444-1324 高浜市碧海町2-5-22
碧海	2024/06/25	知事25764	いわつき不動産(株)	岩月 和美	〒446-0072 安城市住吉町7-18-4
碧海	2024/06/25	大臣10668-2	積和レント(株)シャーマンショップ三河知立店	松本 毅	〒472-0037 知立市栄2-32 Roothill 10 2F
豊田	2024/05/21	知事25717	(株)白石造園土木	白石 浩二	〒471-0031 豊田市朝日町1-24-1
豊田	2024/06/04	知事25740	ライフサポート	宮嶋 栄治	〒473-0911 豊田市本町神岡18
豊田	2024/06/04	知事25749	(株)YMサポート	鈴木 良章	〒444-2223 豊田市松平志賀町前田18

Information

新入会員名簿〈正会員〉 自 令和6年5月1日～ 至 令和6年7月31日

支部	入会日	免許番号	商号又は名称	代表者	事務所所在地
豊田	2024/06/18	知事25742	(株)ワンエステート	永坂 順子	〒473-0902 豊田市大林町14-2-6
豊田	2024/07/09	知事25761	株式会社TRUNK HOME	浅野 文崇	〒470-0328 豊田市勤八町長根46-15 1F
知多	2024/05/14	知事23049-7	(株)エネチタ東海南	永田 篤識	〒477-0032 東海市加木屋町柿畑58-1
知多	2024/05/21	知事25722	(有)松田工務店	松田 正弘	〒479-0819 常滑市刈屋町6-96
知多	2024/06/04	知事25741	(株)福島組	石川 憲一	〒475-0024 半田市亀崎高根町6-67-1
知多	2024/06/11	大臣10682-1	(株)リパーウェイコーポレーション中部支社	野坂凌太郎	〒477-0031 東海市大田町下浜田1016 ユナル東海1F
知多	2024/06/18	知事16665	(株)パナホーム愛知	戸田 哲嗣	〒475-0922 半田市昭和町3-1 平成ビル2F
知多	2024/07/02	知事25760	小島建設(株)	小島 雅人	〒476-0002 東海市名和町塚森38-1
知多	2024/07/02	知事25771	めぐみ不動産	霜平 勝朗	〒470-2102 知多郡東浦町大字緒川字西釜池39-3 2F
東尾張	2024/07/02	知事25775	ユウホーム(株)	林 智里	〒489-0862 瀬戸市八幡町283
東尾張	2024/07/16	知事25792	(株)堀建	堀池 直樹	〒463-0046 名古屋市守山区苗代2-17-39
東尾張	2024/07/30	知事25780	(株)なごみや	大野 幹男	〒488-0801 尾張旭市東大道町原田2525-5 尾張旭ショッピングタウンアスカ1F
西尾張	2024/05/21	知事25725	cocoro不動産(株)	加藤 冬樹	〒481-0011 北名古屋市長田寺西の門16-1 グローリー・2 201号
西尾張	2024/06/11	知事25752	(株)NEO	竹原 成浩	〒491-0858 一宮市栄3-7-3 グレイスフォオーレ1F
西尾張	2024/07/09	知事25769	(株)タク	沢田 卓世	〒481-0038 北名古屋市長重本郷146-1 2F
西尾張	2024/07/09	知事25778	(株)リマド不動産	長谷川祐貴	〒491-0847 一宮市大和町宮地花池字高見12-1
西尾張	2024/07/16	知事25786	(株)名北	前田 忍	〒481-0041 北名古屋市長之坪梅田91-1
北尾張	2024/05/14	知事25713	(株)オフィスアサイ	浅井 勝	〒485-0046 小牧市堀の内5-136 1F
北尾張	2024/05/21	知事25680	日本美建(株)	菅原 和孝	〒482-0022 岩倉市栄町1-3
北尾張	2024/07/02	知事25714	特商興産(株)	中島 慎吾	〒486-0918 春日井市如意町2-29-27 MAISON PREMIER1F
北尾張	2024/07/16	知事25759	(株)IKD	池田 勇	〒486-0805 春日井市岩野町2-6-2 1F

Information

不動産公売のお知らせ【愛知県】

愛知県より、県内市町村等と共同で実施する不動産公売のお知らせがありましたので、買受を希望される方は、是非御参加ください。日程等は以下のとおりです。物件の詳細情報は、愛知県税務課のホームページに掲載されております。

- 公 売 期 日 令和6年10月9日(水)
- 参加申込期間 令和6年10月1日(火)午前9時から
令和6年10月7日(月)午後1時
(土曜日、日曜日を除く。)まで
- 公 売 会 場 愛知県名古屋東部県税事務所 5階 会議室

お問い合わせ先
愛知県名古屋東部県税事務所
特別滞納整理室
特別滞納整理第一グループ
TEL：052-953-7868

Information

宅建試験のラストスパートに!

愛知県宅建会館の物販コーナーにて、宅建士・賃貸不動産経営管理士のテキスト・問題集の販売を行っております! 宅建協会会員及び会員の従業員におかれましては、特別価格でのご提供となります。

ラインナップは以下の通りです。

- ・宅 建 士：LEC東京リーガルマインド・株式会社TMN教育総研
- ・賃貸不動産経営管理士：LEC東京リーガルマインド・大成出版社



合格を目指す方の学習にピッタリです!

一般の方への販売も可能ですので、興味のある方は会館内にてお買い求めください。

(お問い合わせ：愛知宅建サポート株式会社 052-522-2625)

11年
連続!

不動産キャリアパーソン資格講座の 受講促進への取組が評価され表彰を 受けました

全宅連の定時総会（6月25日（火））において、本会における不動産キャリアパーソン資格講座の受講促進への取組が評価され、表彰を受けました。表彰を受けるのは、本制度創設以来11年連続となります。

不動産キャリアパーソン資格講座は、知識の再認識、従業者教育としても最適であり、未受講の方はこれを機に是非ご受講ください。

（公社）愛知県宅建協会を代表して表彰された伊藤亘会長 ▶



中林 正人 相談役

中林 正人 相談役が 国土交通大臣表彰を受賞

本会 中林 正人 相談役（前副会長）が、栄えある国土交通大臣表彰の荣誉に浴されました。

中林相談役は、多年にわたり業界の発展に寄与され、公共の福祉の増進に多大な貢献をした功績が認められ、この度、国土交通大臣表彰を受賞されました。

MONTHLY REPORT

顧問委嘱を行いました

6月5日（水）及び7月12日（金）に田中 里佳 名古屋市会議長及び直江弘文 愛知県会議長をそれぞれ訪問し、顧問委嘱を行いました。

不動産業は政策産業であることについての説明がなされ、両名にご就任をお引き受けいただきました。



愛知の不動産
探すなら!

あいぽぽ

愛知の不動産検索サイト

あいぽぽ

検索

<https://aipoppo.com/>



愛知県宅地建物取引業協会

輪ギク

主な産地：田原市、西尾市、稲沢市

花の王国
あいち

今月の
あいちの
花



お手入れのアドバイス

涼しい室内では、2週間ほど日持ちします。花瓶の水はできる限り毎日替え、その際に茎の切り口を切る「切り戻し」を行うことで、水上がりが良くなります。花瓶の水が腐ったり、花に栄養が行き渡らなくなる原因となるため、花瓶の水に浸かる部分の葉は取ってください。



花の王国あいち県民運動実行委員会
ホームページ：<https://www.flower-kingdom.aichi.jp/>
☎052-954-6419 mail:engei@pref.aichi.lg.jp



人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

Brand Story
ブランドストーリー

1967年の誕生から50年以上にわたり、ハトマークグループは不動産業界の健全な発展のために歩んできました。

そして今、私たちは「ハトマーク」の持つ意味や物語をあらためて見つめ直し、その想いを次の世代へつないでいけたらと考えます。

2羽のハトは、会員とお客さま。

全国10万社にのぼるグループ会員と、その先にいる地域の人々が、たしかに信頼でつながり、ともに繁栄していけるように。私たちは、同じ方向を向いて未来へ進んでいきます。

緑色は、大地。

一人ひとりの大切な土地を扱う、不動産というかけがえのない仕事。私たちは、業界の品質向上に努めるとともに、地域に根ざした活動を重ね、人々の暮らしをゆたかに育んでいきます。

赤色は、太陽。

ハトマークグループは、地方にいる小さな会社たちの手ではじまり、すべての都道府県へと広がっていきました。一社でできることは小さくとも、ちからを合わせれば大きな輝きに。私たちは、暮らしと社会のすみずみへ、光を届けていきます。

白色は、取引の公正。

だれもが安心して暮らし、大切な住まいを守れるように。私たちは、公正で安全な宅地建物取引を、すべての地域へと広げていきます。



愛知県宅建協会のホームページ

<https://www.aichi-takken.or.jp/>

Eメール: takkeninfo@aichi-takken.or.jp

編集 集/広報啓発委員会

編集発行人/委員長 辻井浩二

発行所/公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-19 愛知県宅建会館
TEL 052-522-2575(代)

令和6年9月20日発行 通巻521号

本誌内容の無断転載はご遠慮ください

転載ご希望の方は、協会本部事務局
まで必ずお問い合わせください。

☎052-522-2575